

青梅税務署からのお知らせ

平成30年分の確定申告書の提出と納税の期間は次のとおりです。

所得税・復興特別所得税

期間 2月18日(月)～3月15日(金)

※還付申告書は2月15日(金)以前でも提出できます。

贈与税

期間 2月1日(金)～3月15日(金)

個人事業者の消費税および地方消費税

期間 1月4日(金)～4月1日(月)

青梅税務署では、所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書ならびに贈与税の申告書作成会場を開設します。

開設期間 2月18日(月)～3月15日(金)

(土日を除く)

受付時間 午前8時30分～午後4時

(提出は午後5時まで)

相談時間 午前9時～午後5時

2月1日(金)～3月15日(金)までの間は、青梅税務署の駐車場は使用できません(身体障がい者用車両は除く)。なお、この期間中は、河辺とつきゅうの駐車場をご利用ください。お越しの際はできるだけ公共交通機関をご利用ください。

※平成29年分の確定申告書を「市町村の相談会場」「税理士会の無料申告相談会場」「農業協同組合、商工会などの申告相談会場等」で提出された方、e-Tax(国

税電子申告・納税システム)で提出した方、プリントアウトして「書面」で提出した方は、確定申告書等の用紙は送付されませんのでご注意ください。

※国税の納付は、振替納税(贈与税を除く)やe-Taxをご利用いただくか、お近くの金融機関で必ず納期限(所得税および復興特別所得税・贈与税は3月15日(金)、個人事業者の消費税および地方消費税は4月1日(月))までに納付してください。

日曜日の申告受付

期日 2月24日(日)・3月3日(日)

場所 立川税務署(青梅税務署では執務を行っていません)

※大変混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。また、当日は国税の領収および納税証明書は発行は行いません。

確定申告出張相談

青梅税務署職員と税理士による出張相談で、所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書などを作成して提出できます。ただし、譲渡所得、贈与税、内容が複雑な相談などは、税務署でご相談ください。

期日 2月13日(水)・14日(木)

受付時間 午前9時30分～11時

午後1時～3時

※混雑具合により、早めに受け付けを締めることもありますのでご了承ください。

場所 役場3階第1・2会議室

持物 印鑑、申告書の作成に必要な書類、計算器具、筆記具、前年分の確定申告書の控えなど

また、社会保障・税番号制度(マイナンバー・個人番号)が導入され、税務署に提出する所得税などの確定申告書は、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。マイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証などの書類を併せて持参ください。

医療費控除の手続きについて

平成29年分の確定申告から医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。医療費の領収書の提出は不要になりますが、自宅で5年間保存し、税務署から求められたときには、領収書を提示または提出しなければなりません。

なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略することができます。この医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。

また、「医療費の封筒」(医療費の明細書が印刷してある封筒)は、準備がございませんので、医療費控除の添付書類として領収書等を提出される場合には、必要に応じて封筒をご用意ください。

※平成29年分から平成31年分までの確定申告は、平成28年分までと同様に、医療費の領収書の添付または提示することも

できます。

社会保障・税番号制度の導入

平成28年分の確定申告から、所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書は、税務署へ提出の都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要になりました。

国税庁ホームページの活用

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額などを入力すると、所得税・復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書などは、プリントアウトして「書面」で提出することができるほか、e-Taxを利用して提出することもできます。

また、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書の用紙などは、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

e-Taxの利用手続きが便利になります

国税庁では、マイナンバーカードに搭載された電子証明書やマイナポータルとの連携機能により1月から個人納税者の方以下の二つの方式を利用できるようになります。

①マイナンバーカード方式

マイナンバーカード、ICカードリーダーライタを用いてe-Taxへログインする

だけで簡単に申告等データの作成・送信が可能になります。従来の方式で必要だった、e-TaxのID・パスワードを管理する手間がなくなります。

②ID・パスワード方式

マイナンバーカードの未取得者の方は、税務署職員との対面で本人確認を行い、税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードだけで、申告等データの作成・送信ができるようになります。税務署職員と対面による本人確認を行いますので、お近くの税務署に本人確認できる書類（運転免許証など）を持参し、取得してください。また、給与所得者で（年末調整済み）で医療費控除またはふるさと納税などの寄付金控除申告する方は、スマホ専用画面を利用できます。なお、この方式は、マイナンバーカード及びカードリーダーライタが普及するまでの暫定的な対応として行います。

※詳細は国税庁ホームページ [www.nta.go.jp] をご覧ください。

にせ税理士・にせ税理士法人にご注意ください！



納税者からの依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成および税務相談の業務は税理士業務とされ、これらの業務を行うことができるのは、法律で税理士、税理士法人等に限定されています。

税理士でないのに、税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業

務を依頼した場合、不測の損害を受けたリ、あとあとまで税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください。

問 青梅税務署 ☎0428(22)3185

介護保険と申告



介護保険の利用者負担額や保険料など、所得税・住民税の申告の際に、所得控除の対象となる場合があります。

障害者控除

次の要件すべてに該当し、一定の基準を満たしている方へ「障害者控除対象者認定書」を発行します（申請が必要です）。

- 65歳以上の方
- 要介護（1～5）認定されている方
- 障害者手帳を交付されていない方
- 本認定を申請する方、もしくはその方を扶養している方が課税されている

※住所が特別の方は申請受付窓口が保険者（他区市町村）となる場合があります。

医療費控除

傷病により、おおむね6カ月以上寝たきりであり、医師の治療を受けている方のおむつ代は、医師による治療を受けるための直接必要な費用として、医療費控除の対象となります。

申告には医師の発行した「おむつ使用認定証」とおむつ代の領収証が必要です。2年目以降で、介護認定されている方は、

主治医意見書の内容を確認し、町より「主治意見書の確認書」を発行します（申請が必要です）。

介護サービスの利用者負担金は、医療費控除の対象となります。

■施設サービス

「介護老人保健施設、介護療養型医療施設」の介護費、食費、居住費の自己負担額

「介護老人福祉施設（特養）」

の介護費、食費、居住費の自己負担額の2分の1

■居宅サービス

「医療系サービス」

・介護サービス費の自己負担額

「福祉系サービス・地域密着型サービス」

・ケアプランによる医療系サービスと併せて利用する場合に限り、介護サービス費の自己負担額が対象となります。

■対象外のサービス

「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入所者生活介護（有料老人ホームなど）、福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修」

※発行された領収書に医療費控除対象額の記載がないと対象になりません。

※高額介護サービス費などにより補てんされた分は差し引いて計算する必要があります。

社会保険料控除

介護保険料は健康保険や年金と同様に社会保険料控除の対象です。

介護保険料は健康保険や年金と同様に社会保険料控除の対象です。

介護保険料は健康保険や年金と同様に社会保険料控除の対象です。

介護保険料は健康保険や年金と同様に社会保険料控除の対象です。

介護保険料は健康保険や年金と同様に社会保険料控除の対象です。

介護保険料は健康保険や年金と同様に社会保険料控除の対象です。

介護保険料は健康保険や年金と同様に社会保険料控除の対象です。

介護保険料は健康保険や年金と同様に社会保険料控除の対象です。

介護保険料は健康保険や年金と同様に社会保険料控除の対象です。

■特別徴収の方
日本年金機構などから送られる源泉徴収票で確認してください。

■普通徴収の方

税務課納税係（内線 272）に直接お問い合わせください。

※申告できる方は実際に保険料を納めた方です。

問 いきいき健康課 介護保険係 内線 386

保険・年金

新成人の皆さんへ

20歳になったら国民年金



国民年金は、20歳以上60歳未満の方の加入が義務付けられています。20歳になつたら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。また、保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例制度や免除制度、納付猶予制度がありますので、ご相談ください。

問 青梅年金事務所 ☎0428(30)3410

年金相談会を開催します

年金の専門家（社会保険労務士）による予約制の個別相談です。年金の気になることや不安なことなど、ご相談ください。

年金の専門家（社会保険労務士）による予約制の個別相談です。年金の気になることや不安なことなど、ご相談ください。